

Q9

仕事中にケガ。治療費は自己負担って言われたけど、これってあり？



A

仕事の原因のケガは労災保険が適用され、自分で負担する必要はありません。

仕事でのケガや病気など



【労災保険】 保険料は全額会社負担

仕事や通勤中のケガ、病気、障害、死亡に対し国が給付を行う制度。契約社員、派遣社員、パートタイム労働者、アルバイトを含め、すべての労働者が対象となります。

※受診した医療機関によっては、治療費を一度立て替える必要があります。

▶▶▶ 詳しくは労働基準監督署へ

その他にもさまざまな場面で必要な給付を受けられるよう、みなさんの生活を守るための制度があります。

失業した



【雇用保険】 保険料は労働者、会社双方負担

労働者が失業した場合などに、生活や雇用の安定、就職の促進のために「失業等給付」が支給される保険制度。

▶▶▶ 詳しくはハローワーク(公共職業安定所)へ

日常生活での健康問題



【健康保険】 保険料は労働者、会社が半々で負担

労働者や家族が病気やケガ、出産や死亡などに際し、必要な医療給付や手当金が支給される制度。労働者本人は保険証を出せば病院の窓口で支払う額が治療費の3割となります。

▶▶▶ 詳しくは全国健康保険協会都道府県支部または、勤め先の健康保険組合へ

高齢になる



【厚生年金保険】 保険料は労働者、会社が半々で負担

労働者が高齢になったり、ケガや病気によって身体に障害が残ったり、遺族が生活に困る場合などに備えた保険です。

▶▶▶ 詳しくは年金事務所へ

※雇用保険、健康保険、厚生年金保険については、就労時間や就労期間が短く、一定の条件を満たさない場合などは適用の対象となりません。

働いている会社の保険制度を調べてみよう! 「各種保険完備」とは?

一定の条件を満たした会社には労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があり、その会社で働く労働者は各種の給付が受けられます!



会社には
応募する際に
求人広告欄で
チェックする
のも大事!

Q10

働き方の違いって……？



A

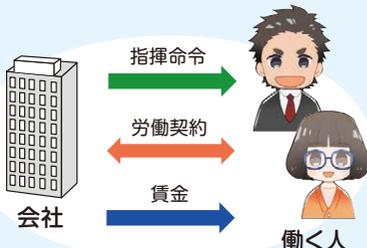
違いをよく理解した上で自分に合った働き方を選びましょう。

正社員

- 一般的に契約期間に定めがなく、フルタイムで働く社員。

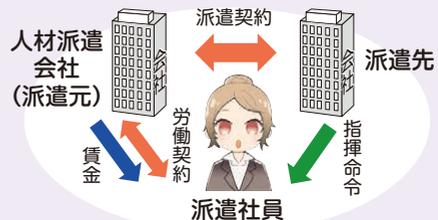
契約社員・パート社員

- ①労働契約は働く会社との間で結びます。
 - ②一定の条件を満たせば年次有給休暇(※)や育児休業なども取れます。
- **契約社員**(有期労働契約で働く人)
 - ・契約期間があらかじめ決まっています。
 - ・契約期間が満了すると労働契約は自動的に終了しますが、更新という形で契約期間が延長される場合もあります。
 - **パート社員**(パートタイム労働者)
 - ・1週間の労働時間が正社員より短い人をいいます。
 - ・契約期間が決められていることが多く、賃金は時給で支払われることが多いです。



派遣社員 (労働者派遣で働く人)

- ①労働契約は人材派遣会社(派遣元)との間で結び、働く人は、派遣元が派遣契約を結ぶ会社(派遣先)からの指揮命令を受けて働きます。
- ②契約期間が決められている場合と決められていない場合があります。
- ③契約期間が決められている場合は、派遣元との契約期間が満了すると労働契約は自動的に終了しますが、更新という形で契約期間が延長される場合もあります。
- ④一定の条件(※)を満たせば年次有給休暇が取れますが、その取得申請は派遣元に対して行います。



※詳しくは「年次有給休暇制度」(P19)を参照。

Q11

働き方の違いによって待遇が違う？



A

正社員と非正規雇用労働者の間の「不合理な待遇差」は禁止されます。

働き方改革関連法により改正されたパートタイム・有期雇用労働法や労働者派遣法(※)により、正社員と非正規雇用労働者(パート社員、契約社員、派遣社員)との間に不合理な待遇差を設けることは禁止されます。

「不合理な待遇差」の禁止とは

正社員と非正規雇用労働者で仕事の内容や責任の重さなどが違う場合、その違いに応じて賃金や手当が違うことはあり得ます。しかし、「非正規雇用労働者だから支給しない」というのは理由になりません。このような取扱いは「不合理な待遇差」にあたると考えられます。

「同一労働同一賃金ガイドライン」では、どのような待遇差が不合理であり、どのような待遇差が不合理でないかの原則となる考え方と具体例を待遇ごとに示しています。

「同一労働同一賃金ガイドライン」については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



待遇差に疑問を感じたら

非正規雇用労働者が自らの待遇に疑問を感じたら、会社(人事担当者等)に説明を求められます。会社は、非正規雇用労働者から求められた場合に、正社員との間の待遇差の内容や理由などを説明する義務があります。



※働き方改革関連法による改正は、2020年4月施行(中小企業のパート社員・契約社員は2021年4月から適用)。

Q12

過労死ってなんだろう……？



A

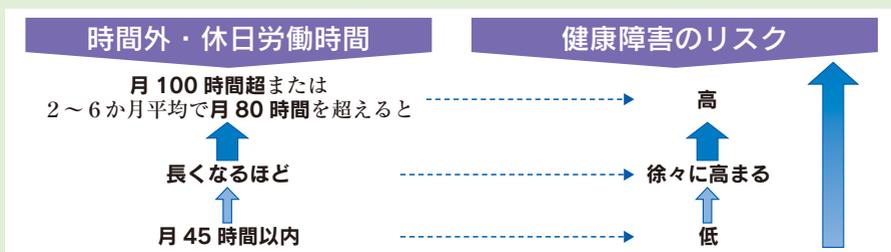
過労死は決して人ごとではありません。「働きすぎて命を失う」ことがあることを、自分自身にも関わる身近な問題としてとらえ、理解を深めましょう。

過労死等とは

長時間にわたる過重な労働によって、疲労の蓄積が生じ、その結果、脳・心臓疾患を発症することがあります。また、業務における強いストレス(心理的負荷)により、精神障害を発病することもあります。これらを原因とする死亡、または死亡には至らない脳・心臓疾患と精神障害が「過労死等」です。

【時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係】

疲労の蓄積をもたらす要因の一つである労働時間に着目すると、労働時間が長いほど、脳・心臓疾患のリスクが高まることが明らかになっています。



過労死等の防止のために

仕事による過労から命を落としたり、健康を損なうことは、本人はもとより、家族や友人にとって計り知れない苦痛であるとともに、社会にとっても大きな損失であり、こうした事態を何としても防いでいかなければなりません。

過労死等の防止のためには、みなさん一人ひとりが、自身にも関わることとして、過労死等に対する理解を深めるとともに、過労死等を防止することの重要性について自覚することがとても大切です。

過労死等防止対策の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/

働いている方には、ご自身の仕事による疲労蓄積度のチェックをお勧めしています。



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>
 ・働く人の疲労蓄積度セルフチェック（働く人用） <https://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/worker.html>

また、一人で悩まずに、家族・友人・仕事仲間にご相談してください。周りの方もお互いに気にかけることも大切です。

👉 労働条件に関する相談窓口

- ・お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、総合労働相談コーナー(裏表紙)
- ・平日夜間・土日に無料で相談に応じている労働条件相談ほっとライン(0120-811-610)

👉 働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する相談窓口

- ・月・火の夜間、土日に無料で相談に応じているこころの耳電話相談(0120-565-455)、24時間受付のこころの耳メール相談(<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>)

働く上で 守るべきルール

会社の基本的な規則を守らないで、会社の秩序を乱すようなことをした場合、就業規則によって給料が減らされたり、降格させられたりすることがあります。これを懲戒処分といいます。

会社がルールを守ることはもちろんですが、雇われる側の方にもみなさんにも一定のルール(職場の規律)を守る義務があります。

こんなことはルール違反です!

- 遅刻を繰り返す
- 無断で職場を離れる
- 会社の備品を持ち出す
- 会社の秘密を外部に漏らすなど

ただし、懲戒には
社会の常識にかなう
納得できる理由が必要!
(労働契約法第15条)



コラム

給与支給明細書を見て 残業代が出ているか 確認しよう!

チェックしよう!

- 残業手当
- 休日出勤手当
- 深夜残業手当

■株式会社 給与支給明細書(例)
平成〇×年 △月分 厚労太郎 殿

支給額		控除額	
基本給		健康保険料	
役職手当		厚生年金保険料	
家族手当		雇用保険料	
住宅手当		所得税	
通勤手当		住民税	
残業手当		社宅賃貸料	
休日出勤手当		生命保険料	
深夜残業手当		財形貯蓄	
支給合計		控除額計	
備考	差引支給額	¥	

※ この給与支給明細書はあくまでも一例であり、「支給額」「控除額」に書かれている項目は、会社によって異なるので注意しましょう。

決められた時間を超えて働いた分や深夜時間(夜22時~翌日5時)に働いた分について賃金が支払われているか、「残業手当」「休日出勤手当」「深夜残業手当」欄などをしっかり確認してみましょう。会社によっては「時間外手当」「超過勤務手当」などと記載されている場合もあるので、わからないときは会社に確認してみましょう。